

北海道労働局からのお知らせ(01)

労働保険料・一般拠出金申告書は、6月1日から7月10日までに申告・納付をしていただくことになっております。現在事業を廃止、休業している場合でも労働保険の廃止等の届出をしなければ、毎年手続きが必要です。

例年、労働保険年度更新に関する特設窓口を設置していたところですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度（令和2年度）は開設を中止することとなりました。申告書の提出先は下記のとおりですが、感染拡大防止の観点から、電子申請や郵送による提出につきまして積極的な御協力をお願いいたします。

なお、郵送による提出を行う場合は、次ページの注意事項をお読み下さい。

◆ 申告書の提出先（下記のとおり申告書の種類によって異なります）

	申告書の提出と同時に保険料を納付する場合	申告書のみを提出する場合（郵送可） （別途納付する場合、口座振替等）
緑色の封筒（黒色と赤色で印刷された申告書） 【所掌1】	金融機関（※1） 各労働基準監督署 北海道労働局	各労働基準監督署 北海道労働局
青色の封筒（ふじ色と赤色で印刷された申告書） 【所掌3】	金融機関（※1） 北海道労働局 （※2）	北海道労働局 各ハローワーク 各労働基準監督署

※1 金融機関でも申告書を受け付けます。

ただし、申告書と納付書（領収済通知書）を切り離してしまうと、労働保険料等は納付できませんが、申告書は返却されますので、ミシン目で切り離さず、つなげた状態のまま金融機関へ持参してください。

なお、金額を訂正した納付書は使用できませんので、最寄りの監督署・ハローワーク、労働局にお問い合わせ願います。

※2 各労働基準監督署では【所掌3：青色の封筒で届いた申告書】の保険料を納付できませんのでご注意ください。

所在地等詳細は、北海道労働局ホームページ(<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>)よりご確認ください。

〒060-8566 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎8F

北海道労働局総務部労働保険徴収課

電話 代表 011-709-2311 内線 3613～3622

労働保険申告書を郵送にて提出する時の注意点

◎ 事業主控と納付書を切り離し、提出用のみ送って下さい

提出された申告書の内容につきましてお問合せする場合がありますので、事業主控はお手元に保管して下さい。

保険料につきましては納付書を使用し、お近くの金融機関にて期日までに納付をお願いします。

集計表の添付は不要です。

還付が生じる場合は、還付請求書も同封してください。

一括有期事業の場合は、総括表（提出用）と報告書（提出用）も同封願います。

◎ 事業主控に受領印が必要な場合は、必ず返信用封筒（切手貼付）を同封して下さい

誤送付防止のため、特に、申告書が複数枚ある場合や返送先が異なる場合は、必ず内容（労働保険番号、事業所名等）のわかる送付状をつけてください。

◎ 送り先は前ページをご参照下さい

北海道労働局総務部労働保険徴収課